

## 平成18年 第2回定例会 一般質問

○議長 本田 哲也君

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、5番、川上議員の一般質問を許します。5番、川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

おはようございます。5番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず、第1に洞山の無償貸与の問題について伺います。平成10年4月1日に当時の柏原漁協と芦屋町で洞山の維持関係に伴う無償貸与についての覚書が締結されました。貸与期間は平成20年3月31日までとなっており、その後、引き続き貸与を希望する場合は期間満了の3カ月前までに文書をもって申し出るようになっていきます。残る期間も1年半となっています。今後も引き続き借り受けるのか判断が求められる時期にきていますが、町としての今後の考えを伺います。

次に、覚書では町は善良な維持管理を行うことになっています。そして、漁協は物件の異常を発見したときは、適切な措置を講ずるように要請することができるとなっています。漁協から適切な処置を求める要請があったと思いますが、町として崩落防止対策や危険防止対策をどのように行ったのかを伺います。

次に、山鹿保育所の指定管理者制度の導入について伺います。今定例会の議案の中で、指定管理者制度の導入を前提とした芦屋町保育所条例の改正条例が提案されております。町としては、保育所を直営で運営するのではなく、指定管理者に運営させていく方針を決定したということでしょうが、次の点を伺います。

まず1点目に、今後の指定管理者への移行のスケジュールを具体的に示してください。2点目に第1回定例会で保護者や住民の意見、要望を聞くと答弁されましたが、父母への説明はどのように行うかを伺います。3点目に保育所職員すべてが変わることにより、子供への影響やクラス運営のあり方が懸念されるが、どう考えているのか伺います。4点目に、5月22日に横浜市の市立保育園の民営化問題で、「早急な保育園民営化は違法」との判決が出されましたが、どう受けとめるか伺います。

3点目に障害者自立支援法について伺います。障害者自立支援法が4月1日に一部施行されましたが、早くもさまざまな戸惑いや混乱が起っています。特に法律の成立から施行までの期間がわずか5カ月の間で準備を進めなければならず、いつから何がどう変わっていくのかということが、当事者や家族に十分知らされていません。そのゆがみが今続出しています。さらに最大の問題は、障害者自立支援法は、これまでの支援費制度が財政不足に陥って、これを当事者負担の強化によって打開しようとするもので、これまでの所得に応じた負担である応能負担から、原則

として費用の1割の定率負担を求める応益負担が導入されたことです。応益負担は生きるために必要な福祉を益として、障害が重いほど負担が重くなるという障害者にとって生存権を否定する制度です。この法律は、障害者自立支援法ではなく、障害者自立破壊法というべき悪法です。障害者自立支援法が成立した今、当事者の不利益を薄めるために、自治体が現実的な対応をどうするのか重要な課題となっています。

そこで次の点を伺います。1点目に、10月の全面施行に向けて、町では障害福祉計画が作成されていますが、当事者や家族の声、支援している施設の関係者の声が反映できることが重要ですが、どのようになっているのか伺います。

2点目に、町は地域支援事業を行わなければいけません、どのようになっているのか伺います。

3点目に応益負担の軽減のために町としての独自施策はどのように考えているのかを伺います。

以上で1回目の質問終わります。

**○議長 本田 哲也君**

執行部の答弁を求めます。町長。

**○町長 鈴木 清吾君**

1点目の洞山の件について私の方からお答えをさせていただきます。現在、貸与期間の継続中でありまして、期間満了は約2年後でございます。そういうことでございますので、今現在、もう個人的な見解はあるわけでありまして、2年後、平成20年の3カ月前にこちらの方から申し出るわけでありまして、もうそのときの当事者の方々がいろいろな状況を判断された後に、これについてどうするかということについては今漁協の方と町執行部がまとめることだというふうに考えていますので、今現在、自分の個人的な見解についてはここで答弁することは差し控えていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 染井 月次君**

2点目の覚書による町の対応につきましてお答えいたします。ご存知のように、崩落の恐れのある箇所もありますので、平成15年7月に注意を喚起する意味から、落石注意の看板を新たに7基設置いたしております。同時に既存の看板、5基の塗り替え等を行い、現在は12基の看板を設置しておるところでございます。

また、洞山の松の木の管理につきましては、毎年2回の航空防除を行っており、ことしも1回目の防除を5月31日の早朝に実施しております。さらに2回目の防除につきましても6月

13日に実施する予定で準備を進めておるところでございます。

なお、崩落防止対策は特に実施しておりません。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

環境福祉課長。

**○環境福祉課長 木戸 哲雄君**

山鹿保育所の指定管理制度についてお答えをいたします。まず、要旨1点目の今後のスケジュールということでございますが、山鹿保育所の指定管理制度につきましては、芦屋町の行政改革に基づく集中改革プランの一つとして提起をさせていただいております、これまで住民への全体説明会並びに保護者説明会をやってきたところでございますが、以後のスケジュール、事務的、法的なものにつきまして説明いたしますが、今回の議会で指定管理制度が導入できる旨の議案を上程させていただいておりますが、この議案が議決いただきましたならば、早速7月から募集事務に入っていきたいというふうに考えております。公募説明会等々も含めまして募集申請の締め切りを10月の頭に考えておまして、以後、選定委員会等の説明や現地視察、それから、面接、プレゼンテーション等々を経まして、優先交渉決定権者を10月の下旬には決めたいというふうに考えています。11月の中旬までに優先交渉権者との仮協定を結びまして、12月上旬の議会に指定管理関係の議案を上程させていただき、議決に基づきまして協定書を締結し、県等の法的な手続を済ませた上で4月1日から山鹿保育所の指定管理の導入を図るという現時点でのスケジュールを持っておるところでございます。

次に、要旨2点目の保護者への説明はどのように行われたかというご質問でございますが、現在、山鹿保育所は定員が70名でございます、入所児が46名おられます。その方に対する保護者説明会をことしの2月の17日、それから、5月に入りまして12日と26日、現時点で3回の保護者説明会を行ってきております。今後とも、保護者の意見を十分聞きながらやっていくという視点で節目節目に保護者説明会は計画をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

要旨3点目の保育所の職員がすべて変わるにより子供への影響やクラス運営のあり方が懸念されているということでございますが、確かにそういうご不安が保護者説明会の折にもたくさん出されておりました。要は、質の低下といえますか、質の低下にもいろいろあるわけでございますが、ご指摘のやっぱり職員が変わるということが一番の保護者の不安というふうに説明会では多くの方の意見を聞いております。そういうことのないように、信頼のできる管理者の選定や保護者の十分な意見、要望の反映、そういったものを今後図っていききたいというふうに考えております。

現在、山鹿保育所は正規職員が5名おりまして、臨時職員が4名ということで、半分がもう臨時職員化されておるわけですが、その引き継ぎ期間等々も含めて、今後保護者の意見を反映させながら、計画を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、要旨4点目の5月22日における横浜地裁の民営化問題に関する判決の内容でございますが、判決要旨につきまして現在見させていただいておりますけども、基本的には民営化は多様な保育ニーズに応えていくことを目的とする一つの選択肢ということで、民営化して管理制度そのものを否定する判決ではないというふうに理解をいたしております。

ただ、そういったことを進めていく中で、保護者の承諾や保護者との建設的な話し合い、信頼関係、その辺が損なわれたということでの賠償請求であったというふうに考えておりました、このことを踏まえながら、児童への悪影響を最小限度にとどめる主要な処置、注意義務、それから、引き継ぎの関係、それから、共同保育の期間の関係、そういったことを十分配慮しながら、保育環境の悪化につながらないような努力を、今後ともこの事務を進める中でしていきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、障害者自立支援法の関係でございますが、ご存知のように、障害者自立支援法が本年の4月から施行されました。ただ、いろんな制度の変わりということで、ご指摘のように、本格実施は10月からでございます。それに向けまして、障害者福祉計画、障害福祉計画という策定が今回法的に義務づけられました。

ご指摘のように、芦屋町には平成10年に芦屋町障害者福祉計画という計画をつくっておりますが、今回新たに障害福祉計画というのをつくれというふうに義務づけされたわけでございます。障害福祉計画と障害者福祉計画の違いが私どももなかなか解りにくいんですけども、現在までつくっております障害者福祉計画というのは、障害者の生活全体を支える条件整備を中長期的な視点から図っていく計画というふうに説明を受けております。

今回、法的に義務づけられております障害福祉計画というのは、障害福祉サービス等に関する3年間の実施計画的な計画であるということで、2つの計画をも提起されておるわけですが、平成10年に作りましたこの芦屋町の障害者福祉計画も5年間たち、見直しの時期に来ております。そういうことから、今回、この2つの計画を一体的なものとして、新たに来年の3月までにつくり上げたいというふうに考えているところでございます。そのための関連の補正予算を今回議会に提案をさせていただいております。

次に、自立支援法に基づく町の必行業務と申しますか、地域支援事業というのを行われなければならないようになっておりますが、この事業につきましては、5つの事業が国の方から提起されております。相談事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、今回の法改正に伴いまして、身近なところでサービスが受けられる

一つのポイントであるわけですが、反面、そのことが地方でやっていかなければならないということで、自治体に対する人、物、金がかなりふえてきておる状況でございます。そういったことで、この義務化されております5つの事業をどうやっていくかにつきましては、まだ、国の方からも明確な実施要綱等の提示もありませんし、補助の関係も不明確な点もございます。そういったことで、今後、地方に、地方にということでサービスが押しつけられてきておる状況にあるわけですが、各自治体の格差が出ないようにやっていきたいというふうには基本的には考えておりますけども、今後、国、県、それから各市町村の動向を見ながら、この必行義務である5つの事業をどうするかは検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、最後の応益負担の問題でございますが、今回の法改正のもう一つのポイントとして受益者に応益負担を求めるという原則がございます。原則的には1割の負担を全部に強いていくわけですが、そのほかにも、施設に関する食事代や光熱水費といったものがすべて受益者負担になるというようなことで、結果的にかなり当事者に対する負担が増してきたのは事実でございます。ただ、そういった応益負担の反面、応能負担の原則も多少残っておりまして、減免処置や上限枠の設定といったものを現在国は示しております。そういったものがあるわけですが、事実としてかなりの負担の増は提起をされております。

このことをどうするかにつきましては、基本的には現時点では考えておりませんが、今後、先ほども言いましたように、自治体間の格差が出ないような視点からどうやっていくか、基本的には上乘せや横出しはしないということでやっていきたいと思っておりますけども、各市町村の動向を見ながら今後判断検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

まず、洞山の問題について伺いたいと思います。この問題がもう相当前からこの議会の一般質問、また委員会でも取り上げられております。もともと議会の一般質問では、平成7年に波多野茂丸議員がこの問題の洞山の整備を含めて取り上げて、また、9年と2回波多野議員が行ってま。また、我が党の前議員である宮本議員も平成10年に2回にこの洞山の崩落問題、整備問題を取り上げてます。私自身も平成11年と14年に2回取り上げております。

町の答弁としましては、基本的には町が観光資源を確保するという、そういった立場から管理して落石防止対策に取り組む、また、さまざまな計画を検討する、計画するという、こういった答弁でこの問題に対しては前向きな答弁が行われており、そして、現実に柏原漁協との覚書を交わして無償貸与が実現するという、こういったことになっております。

ただ、問題は、その後、こういった維持管理に適正な措置を講じるという、それがやれたかという点では、先ほどの答弁もありましたように、落石注意とか、そういった看板を12基立てておるとい、そういった状況だけです。具体的な落石防止対策、崩落防止対策の工事は行われていないと。

ただ、私も委員会で聞いたところによると、この間、そういった地質調査とか、また設計とか計画とか、そういったものが具体的にコンサルに頼んで行っている。ただ、現実的に、今の芦屋町の財政の問題からいって、それを具体的にどう行うかという、そういった点ではできてないというのが今の現状だと思います。

もともとなぜ漁協が無償で貸与したかという、そういった背景を見てみますと、福岡市の植物園で歓迎遠足に来た児童が落石で死亡する事故が起こると、これによって管理責任を問われるという、こういった事故が起こったので、漁協としてもこのまま落石防止対策をしないでこういった問題が起こるという場合には大変になるということで、そういった点で町の重要な観光資源である洞山であるから、ぜひ町の方でも支援をしてもらいたいという、そういったところで無償貸与を行われたわけです。

この事故の中でも、一審では、予見可能性はないとしましたが、高裁では安全配慮義務に違反があるといって賠償責任を認めるという判決になっております。

2006年の4月7日に十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流遊歩道で、その遊歩道のところの立木の枝が倒れて人身事故が起こって女性に大けがを起こるという、そういったことが2004年の7月に起こりました。この判決が裁判になって、2006年の4月7日に判決が出されたわけなんですけど、この判決では、1億4,500万の賠償責任が、県や森林組合にあるという、そういった判決が出ております。そういった点では、まだ、今洞山でこういった事故が起きてませんが、この間の福岡県沖地震とか、そういったときでも相当の落石があつてますし、日常的にも落石が起こってます。それから、洞山の穴の崩落にしても、私が質問した当時から見れば、やはりコンクリートが2倍近く落ちていたという、そういった状況の中で、いつ同じような人身事故が起きるとも限らないという状況になっております。そういった点で、町がやっぱりこういうとき管理責任が問われるというような状況になりますんで、やはり一刻も早くこういった崩落防止対策、落石防止対策を講じるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

私の方から答弁させていただきます。ご指摘のとおり、宮本議員の時代から、また、もちろん波多野議員の方から洞山のことについていろいろと一般質問等で質問があったことについては

重々承知をいたしております。と同時に、私自身、もちろんこの洞山の方の手前の方のお堂の方の堂って書いて堂山の方、そういったほこらのある、いわゆる先の洞山というんですが、そっちの2つに分けて考えるべきだと思うんですが、お堂のある方、特に西側の方が大変急ながけになりまして、自分たちの子供の時代からそういう場合でも使っておったし、逆にそういうところから堂山の上までよじ登るといふか、急ながけをよじ登った経験もあるわけでありまして、そのあたりが随分崩落をその後していることも承知いたしております。

ただ、崩落防止の施策をどのようにするのが一番いいのかということあります。全面的に危ないからといって、じゃあコンクリートで全部固めてしまう、また、先のほこらのある洞山を危ないからといって、じゃあ、コンクリートで全部固めてしまったら、やっぱり観光的な問題だとか、自然環境に配慮した工事にならないだろうということでも考えますし、その後我々としてはいろんな計画を当然考えさせていただきました。例えば、遊歩道を西側に引いたらどうかということで、試験的にはああいう材料の海のカキの養殖だとかいうことで今も現在も置いてあるわけですが、いろいろと補助金が受けられる形で、単独であるとなかなか補助金がつきません。そういうことで何とかの補助金がいただけるようなことで、洞山の、特に私自身、手前のお堂のある堂山というよりも、ほこらのある方のほげ洞山あたりについては、もう随分前にセメントミルクというか、ああいうコンクリートが付着してあるんで、もうそれが剥離をしていることが事実ありますから、先の洞山については、ただ、全部コンクリート、今みたいに全部付着させるということではなくて、やっぱりできるだけ自然を残した中での崩落防止の施策ができないだろうかということ随分考えました。そういう計画をさせていただきました。補助金がつく形で何かできるんじゃないかといろんな計画をさせていただいたわけでありまして、なかなか遊歩道にしても、大潮のときに一番満ちたときには、もう遊歩道が全部つかってしまう、とてもそういうことはできない。トータルでいろんな問題がございました。

その後、皆さんご案内のとおり、財政が急激に厳しくなりました。なかなかそこまで手が回らないというのが現実でございます。そういうことで、特に私自身は先の洞山のほこらについては何らかの措置を早くすべきだろうということで考えておりますけれども、何分今財政の方が厳しくございまして、これが補助金がなかなかございません。どうしてもやろうとすれば、町単独の恐らく事業になるかなと思うんで、ぜひその補助金がつくようなメニューをいろんな形でみんな検討したわけでありまして、今現在なかなかございませんで、当時大きな規模でやれるちゅうことで、何とか補助金の対象になるということで計画したわけでありまして、その遊歩道だとかというのがなかなか現実的じゃないということから、その計画がなかなか実行できなかったという原因があります。そういうことで、財政状況も見なきゃいけないわけでありまして、十分議員ご指摘の、特にほげ洞山のところについては心配いたしておりますし、財政がもうちょっと楽になれ

ば、やっぱりそういうところについても手当てすべきだろうということは十分認識をいたしております。そういうことでございます。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

先ほども言ったように、町も前向きに考えてますから、財政問題とか、そういった部分もあってなかなかできてないというのが現状ですが、ただ、問題は、これを放置しとった場合に、特にやはり穴のあいた洞山の崩落とかそういった問題も起こってしまえば、起こってしまった後にはもうどうしようも、取り返しがつかなくなるという、そういった問題になりますんで、やはり、これは、やっぱり町だけでそれをやってくれということ自体も、今の財政状況から見ても厳しいんじゃないかということで、住民の中でやはりこの洞山を後世にも残していこうという、そういった運動が起こって行って、洞山を保存する会というのが今度結成されております。これは、やはり町だけに任せるのではなくて、やはり自分たち住民もやっぱりこの洞山を保存する運動に取り組んでいこう、みずからの手で保存しようという、そういったことで、やはり費用についても自分たちでできる限り集めたり、また、町だけではなくて、県とか国とか、そういったところに働きかけて行って、ぜひこの芦屋町の大事な観光資源である洞山の穴、そして、これは、観光資源という問題ではなくて、やっぱり自分たち自身が後世にやっぱり残していく遺産なんだという、そういった観点から、こういった運動の取り組みが起こっております。

これは、この間、町がこの財政構造改革の中で住民の参画というのを住民に呼びかけてますが、まさに、その町が望む住民参画ではないかというふうに私は思っております。

今後、やっぱり構造改革の中で地域コミュニティとか、また地域協議会、こういったものを行政の中につくって参画させるという、そういった取り組みがやっぱり強まってくると思いますが、最も大事なことといえば、やはりこれは行政の押しつけではなくて、住民の中から自発的に出てきて取り組まれるという、これがやはり一番大事だと思います。そういった点では、この自発的な住民参画の取り組み、こういったことは今後町にもいろんな要望とかお話も来ると思いますが、そういった点では、町としてこういったことに対して支援とか、そういったことをするお考えはあるのか伺います。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

今初めてそういう洞山を守る会というのが発足したということは初めて今聞いたわけですが、自分も柏原で生まれ育った人間でありますから、このことについて大変うれしく思います



し、私自身もそれぞれの、やっぱり芦屋町のもちろん観光の重要な資源であると同時に、残すべき資源だというふうに考えてますから、大いに評価をさせていただきたいというのは考えてます。

ただ、この団体に対して直接町が支援するかどうかについてはコメントは非常に行財政改革をしている真っ最中でありますから、この評価をいたします。ただ、ここに対して直ちに行財政的な問題から支援するという点についてはコメントは避けさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 本田 哲也君**

川上議員。

**○議員 5番 川上 誠一君**

私は支援といっているのはお金を出すとか、そういったものじゃなくて、いろんなこの間、そういった町の行政の持っているノウハウとか、そういったものを与えていって、そういった運動を発展させていくという、そういった観点からの支援ということをお願いしております。

最後に、やはり先ほども申しましたように、この洞山の景観というのが、やはり数万年、数千年かけてできたものであります。やはりこれはぜひとも後世に残さなければいけない遺産だというふうに思っております。やはり私たちの時代にこれを壊すことがあっては決していけないというふうに思いますんで、ぜひこういった点からも真摯に住民の声を聞いていただきたいというふうに思っております。

続いて、2点目の保育所の問題について伺います。住民説明会の中でどのような意見が具体的に出ているのか、もう少し詳しくお聞かせください。

**○議長 本田 哲也君**

環境福祉課長。

**○環境福祉課長 木戸 哲雄君**

先ほど保護者説明会の概略を説明いたしましたけども、2月の17日に1回行いました。参加者6名です。5月12日に23名、5月26日に14名の方が来ていただきました。現在46名の保護者がおられるわけでございます。3回の共通したご意見につきましては、先ほども言いましたように、保育の質、端的にいいまして保育の質を心配される。その中でも、一番心配されるのが保育士が全員変わると、このことに対する不安が一番大きくございました。そのほかにも経費の負担の増になるんじゃないかというようなこともございましたし、一番観念的な心配といいますと、直営でなくなるという公的責任に対する不安というのもございました。大きくはそういったところが保護者説明会での不安というか、ご質問が多うございました。

なお、欠席者がかなり多かったものですから、今後アンケート調査等をやりながら、なるべく

全員の保護者の意見、要望を聞き取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

当然、父母の方からそういったことが出されると思いますし、それと、あと仮に民営化した場合、緑ヶ丘保育所へ公立保育所の方に移りたいと、そういった要求がすべて通るかどうかという、そういった問題なんかもあって、やはり父母としては大変不安な状況に置かれているのが今の実態だと思います。特に、この間、民間で、そういった民間にかわるとか、指定管理者で民間が運営を行うとか、そういった状況の中で起こって懸念されるのは、やっぱり園長とか責任者すべて含めて民間になれば、派遣保育士になって、それぞれ1年交代が恒常化してくるという、こういった問題がいろんな保育所でも起こっております。そういった点では、父母がそういった不安を持って当然もう少しじっくりとその問題について考えてほしいという、こういったことを考えること自体が当然のことだというふうに思っております。

それで、先ほど言いました横浜地裁の判決で、簡単に申しますと、特別に急ぐ理由がなかったということで、民営化は違法だという、そういった判決が今出てます。これは、ただ単に今回出ただけではなくて、4月20日が大阪府の大東市、ここでもって60人の父母が保育所の民営化に対して違法だということで裁判起こしてます。これに関しても、やはり保育所の民営化自体は違法だということで、1人当たり33万円の支払いを出す判決をしています。やはり民営化を決める際に、保護者の意見を十分に聞かなかったことや、民営化によって保育士全員が入れ変えることで被る子供の不利益等が問題とされた。そして、裁判所はそれをやっぱり児童福祉法にも違反しているという、そういった観点から早急な民営化は違法だという判決を出しておるわけです。

具体的に横浜地裁の判決を見ますと、条例改正の処分性ということで、すべての判決文は読みませんが、条例改正は特定の保育所で保育を受ける法的利益を侵害する4園廃止による法的実施解除は不利益処分と位置づけられ、改正条例の制定は処分にあたり取り消しを求める訴えは違法だと。

簡単にいいますと、保育所の保育は一定の保育方針のもとで物的設備や人的体制などを前提として実施され、どの保育所でも児童が受ける利益が共通、等質であるとはいえない。条例の改正は、特定の保育所で保育を受ける法的利益を侵害する。つまり、各保育園には特色があって、また、ライフスタイルや経済的な事情や利便性などの理由でどの保育所で保育を受けさせるかを選択するのは保護者であって、その点、選択を可能な限り尊重するのが行政であり、一方的に行政改革を行うことは、これによって住民の法的利益を侵害しているという、そういったことを法令

でももう認めてるわけです。

改正の違法性というところでは、このような状況にあって2003年12月18日の時点で、翌年4月1日に民営化を実施しなければならない特段の事情があったといえず、横浜市の説明理由がさまざまな不利益を被る可能性がある児童保育の存在を思えば、早急な民営化を適正化とするという根拠としては不十分、児童、保護者の利益を尊重したものと言えない。民営化は裁量の範囲を逸脱、乱用したものだ。つまり、保護者が態度を硬化させていった根本的な理由は、横浜市が1年後の民営化実施を行うということは決定事項で変更できないものとし、協議の余地がなかった点である。それによって民営化は裁量の範囲を逸脱、乱用したもので違法であると。

今度のこの横浜市の保育所の民営化は、市民に対して十分に説明し協議を重ねたものではなく、さまざまな不利益を被る可能性がある児童、保護者の存在を軽視して、横浜市の方が裁量の範囲を逸脱、乱用したものであるから違法だという、こういったふうに言ってるわけです。

だから、先ほど課長が答弁した民営化すること自体は違法ではないとか言われてましたが、そういったのではなくて、判決では、条例を改正したこと自体も違法であります。そして、また早急にやったことも違法でありますということで、この判決は違法であるという、そして、条例も撤回しなさいという、そういった判決なんです。ただ、条例については、もう制定されてから2年たって、もう保育所はもう2年間運営されているから、今これをもとに戻したらまた混乱があるからこれはしません。これはやっぱり現実にあったことじゃないから、条例改正はもうしなくていいですよということで、原則的には条例をつくったこと自体も違法だということを判例では言ってるわけです。

先ほども言いましたように、ほかの判決でもそういった問題が起こっています。今、法学者の中では、こういった行政改革にいう保育所の民営化を急いでやるということ自体を裁判で争ったら、これは今負ける事例になってます。そういった点では、今芦屋町でも指定管理者制度の条例が出てますが、こういったことを、今この時点で出しているのでしょうか伺います。

**○議長 本田 哲也君**

環境福祉課長。

**○環境福祉課長 木戸 哲雄君**

今回の横浜地裁の判決、それから、ご指摘のありました神奈川県や大阪府などの判決要旨も見させていただきますが、ご指摘の条例改正の処分性や違法性については、私どもは解釈論といいますか、その辺にまだ余地があるんじゃないかと、そういったことで今現在上告をされておるわけございまして、その辺の解釈論につきましては、ここで申し述べることはありませんが、先ほども言いましたように、今回の事例でどこが悪かったかというところを真摯に反省いたしましたら、やっぱり一方的にやっただとか、十分な話し合いがされていない、具体的には保育の

引き継ぎ期間の問題等々でございますけども、少なからず今回の判決はそういった悪化といいま  
すか、心配に対する慰謝料、1世帯10万というふうな最終判決になっているようでございま  
して、冒頭の改正の処分性や違法性の問題につきましてはまだまだ解釈の余地は残っておるとい  
うように考えておりますので、特に私どもは現時点では問題ない。いわばその過程というか、混乱  
を招いた過程にやはり反省する点がありますので、そういったことの事例を踏まえながら、今後  
そういうことのないように進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

今度の議会に緑ヶ丘、山鹿保育所の指定管理者による改正条例が出てますが、この前では、今  
回は山鹿保育所の保護者に対して説明が行われてますが、条例を見ましても、町長は保育所の管  
理運営上必要があると認めるときはということ、山鹿保育所だけではなくて、緑ヶ丘保育所も  
指定管理者で行うという、そういった範囲に広げられていますが、この条例は山鹿保育所だけに  
適用するものですか。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

今回の条例改正につきましては、いわゆる山鹿ということに限らず、保育所に指定管理制度と  
いう制度を導入することができるという条例改正でございますので、基本的には山鹿保育所だけ  
ではなく、必要であれば、現在公立保育所もう一カ所ございますが、この辺も将来的にはやって  
いきたいというふうには考えています。

その背景には、もうご存知のように、現在公立保育所2カ所あるんですけども、保育士のほぼ  
半分がもう臨時職員化されておまして、将来、そういった民間を活用していくんだという方針  
を決めておまして、タイミングを見計らいながら、今後ともこの指定管理制度の導入を山鹿だ  
けではなく緑ヶ丘も検討していきたいというふうに考えております。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

こういったことが山鹿保育所だけではなく緑ヶ丘保育所にも適用されるというのであれば、こ  
ういった条例を出すときには、ちゃんと今山鹿保育所には説明してますが、芦屋保育所の父母に  
も説明して、将来は緑ヶ丘保育所も指定管理者制度に基づいて運営されるようになりますと、そ

ういったことをご理解願いますという、そういった説明をして、保護者の納得を得た上でこういった条例を出すべきではないのでしょうか。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

保護者をどの対象にとらえるかということでございましょうけども、山鹿保育所につきましては、現在のシミュレーションといいますか、計画では正規職員の関係がございまして、この辺が整理する年限としてはあと7、8年、10年近い年月を要しないとその辺の整理はできない物理的状況がございまして、緑ヶ丘につきましてはかなり先の話でございまして、いずれにしても保育所の選定は保護者が決めるわけでございまして、現在、緑ヶ丘における保育所の園児が山鹿に行くといえば、定員があいていけば行けるわけでございまして、保護者、対象者をどうとらえるかということでございまして、現時点では、現在お預かりいただいております保護者を中心になってますけども、全町的といいますか、そういう対象保護者を全部とらえての説明というのが必要かどうかは今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

まだ、今の答弁にも反論したい部分はいっぱいあるんですけど、後の関係がありますので最後にしますが、この横浜地裁の判決の中で、それではどのくらいの期間なら合法的といいますか、父母も納得する期間であるかということも書かれています。他の例を見ると、神奈川県社会福祉事業団運営の保育所は1998年に02年度からの民営化が発表され、03年4月に民営化を実施、08年までに保育所を順々に入れかえる。同県相模原市の保育所は、移管先法人の決定から3年後に民営化が実施された。

一方、大阪府の高槻市や東大阪市では、3カ月の引き継ぎ期間で民営化されたが、少なからぬ混乱があったことがうかがえられると。こういった3カ月とか半年とか1年とか、芦屋町のやるようなスタンスでは混乱があるから、これは合法的ではないですよ。神奈川県の事例をとれば、10年間で民営化して、10年前に民営化しますということを父母に相談して、そして、10年後に民営化しているんです。そのくらいの期間がないと、やはり現場での混乱とか、父母からの理解とか、そういったものは得られないから、このくらいのスタンスが必要だということを判決でも言ってます。

ですから、私は、この条例はやはり撤回して、父母との説明を十分に行い、理解を得た上、この指定管理者条例を再度提出すべきだということを申し述べてこの質問については終わります。

続いて自立支援法について伺います。

まず、端的に質問の中で出した障害福祉計画、この中で私の質問では、当事者や家族、それから、施設関係者、こういったものを策定委員会の中に入れて十分な意見を反映させると。障害福祉計画というのが、今後の町の障害者を規定するものであり、国の規準に追随するものではなくて、やはり独自性を発揮することが必要であるから、当然その町の当事者とか支援する方々、そういった声を反映した福祉計画にすべきだというふうに思いますが、そういった点では、策定委員会というかどうかわかりませんが、その中に当事者や家族、施設関係者これが入るのでしょうか。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

最初のご答弁で漏れておりましたのでお詫びいたします。

いわゆる施設関係者や当事者、家族の声をどう聞き入れるかというご質問でございます。先ほども言いましたように、この計画は来年の3月いっぱいまでにつくれという国の指示が来ておるわけでございますが、基本的には現在ございます芦屋町障害者福祉計画と今回求められております障害福祉計画、一体的につくり上げていきたいというふうに考えておまして、その関連の専門業者への委託予算を補正予算に上げさせていただいておりますが、今後の進め方といたしまして、策定に当たっては、庁舎内の検討委員会と町民を交えた策定委員会というのを立ち上げたいというふうに考えておまして、その策定委員会の関連の条例を9月に上程をさせていただき、現時点で10名の策定委員さんにその辺のご支援をお願いしたいというふうに考えております。その10名の中にご指摘のいわゆるできるだけ多くの方の声が反映できる体制を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

ぜひそういったふうの実現できるようにお願いいたします。

それと、もう時間が余らないので答弁は簡潔に趣旨でお願いいたします。

それで、2点目に地域生活支援事業もやっぱり行わなければならないというふうに課長も答弁されましたが、特にこの中、町がやる部分が一番多いんですけど、地域活動支援センター事業というのがありますよね。これはやっぱり相当の予算を求めて国から県から町が負担をしなければいけないという、そういった事業で、これも相当予算が削られて実態的にできるのかという、そ

ういった不安があるわけですけど、この内容としましては、障害者等を通わせ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ、市町村が創意工夫により柔軟に事業を実施するというふうになってますので、これは一番中心的な事業になります。

これを芦屋町単独でやれるのかといえば、そういった施設の問題とかもあって、なかなか厳しい状況があると思いますが、この間、芦屋町としては、4町でデイサービスさくら、こういった施設を持っております。恐らくこれが地域活動支援センターの中心的なところになっていって、ここでいろんなことが起こってくると思いますが、問題は、このデイサービスさくらでも自立支援法が施行された4月1日から相当な問題が起こってきております。私たち日本共産党の議員団として、今回自立支援法が施行されてゆめの里、それからデイサービスさくら、それから、みどり園、この3園を訪問させていただいて、自立支援法以降にそういった施設がどのようになったのか、どのような問題を抱えてるのか、こういったことを懇談させていただきました。

この中で、デイサービスさくらについては、自立支援法の食事代の実費負担という問題が起こってきてます。これは、現在、自立支援法では食事は実費負担でとっていいですよちゅうふうになっていますので、これは、デイサービスさくらが幾らになるかという、材料代が400円、人件費が420円ということで820円の負担をデイサービスさくらに通っている人からとりなさいという、こういったことを国は指導、通達してるわけなんですけど、私たちでも幾らの昼食を食べるかというたら、せめて400円か500円かそこら近所の弁当しか食べないんですけど、障害者に対して820円の昼食代をとりなさいという、こういったことを国が言ってます。それで、これについて4町で運営してますから、4町で話し合いをしたと思いますが、どういった内容になっているんでしょうか、簡単をお願いします。

○議長 本田 哲也君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 木戸 哲雄君

現在では400円とっておりますけども、4町の話し合いで、今回法改正で840円という額が出ておったんですが、1食840円ちゅうのはいかにも高過ぎるんやないかということで、当面の処置として9月いっぱいまで半額行政で負担していこうということで、限定つきの横出しといますか、支援を郡内4町で決めておるところでございます。

以上です。

○議長 本田 哲也君

川上議員。

○議員 5番 川上 誠一君

一応そういったことで、人件費の450円の半分を負担するというので、私609円と言っ

てますけど、610円程度するというふうになってますが、でも、当初、この論議の始まりは、やはりそれぞれ4町の財政が大変なんだから、やっぱり財政削減のために国がそういったふうに認めているんなら実費負担させていいんじゃないかという、そういった論議が当初あったというふうに聞いてます。ただ、中でも課長とか、そういったところの意見でやはりそれはやっぱり厳しいんじゃないかという、そういったところで610円という人件費を半分町が負担するというふうになったわけですけど、この方たちがどういった食事をされているかという、ここは、重度介護型施設ですから、刻み食か流動食なんです。本当に生きていくためにこれを食べないと生きていけない必要な食事、これも、財政削減のために実費負担させようとかいう、そういった論議が最初あったということなんです。私は、自治体として、これはやっぱりあってはならないというふうに思います。

確かに、自立支援させていくために、自立を促進することは必要です。ただ、一番問題なのが、私たち健常者はゼロからの出発とすればいいんですけど、障害者はマイナスからの出発をしなければいけません。ですから、その分、マイナスの分を福祉とか公共によってゼロまで持ち上げてやると、それから、自立をしてくださいという、そういったことをするために福祉というのがやっぱりあると思うんです。これを財政論だけで片付けて、食べる食事だから実費でもちなさいという、そういった論議が今後もあってはならないと思いますので、やはり、10月以降もぜひ各自治体の負担を高めて現行どおり支援費制度の時代の水準にやっぱり私はこれは戻していくべきだというふうに思ってます。

それと、今、障害施設とか入所とか通所している方は本当に大変なことが起きてます。まず、障害当事者と世帯主の収入の合算で利用者負担が決められて上限額が決まってきます。これによって、例えば授産施設であれば、1カ月工賃が7,261円今もらっているそうです。これが負担額が1日702円、月でいえば1万5,000円ぐらいです。それに、プラス食事代が、現行では650円もらうという国の方が言いよらしいですけど、それはできないから350円で園が補助してやっているわけなんですけど、それでも、現行2万3,000円の負担が生じます。働きにあって7,261円もらって、お金は2万3,000円払わなきゃいけないという、こういったことになっていけば、当然親とかそんな人は、それじゃもう通園できません、そういったことで、通所を4名やめられる方が出てきています。それでまた、週に5回行ってたのを3回にしようとか4回にしようとか、そういったことが起こってきてます。また、入所施設でも、障害基礎年金が2級で6万6,417円、ここは聞くところによると工賃が3万1,000円あったらしいんですけど、これが、工賃が3万1,000円でも3,000円でも手持ち金は2万5,000円しか入所者には持たせないことになっているんです。その中から、2万5,000円の中から、やはり障害者ですから病気もしますから医療費とか、そういったのを引いていったら当然生活で



きない、そういった状況が起こっています。

また、通所にしても、先ほど言ったように3回から4回に週5回行きよったのを減らすとか起こっています。そして、何よりも施設にとっては、今まで月割計算1カ月幾らで行きよったのが、日割計算1日幾らでしかきません。ですから、回数が減ったら、それだけ施設への収入も少なくなってきました。そういったことが起こってきて、飯塚の通所施設では休園をしたという、そういった事例もあります。

本当にやっぱりこの障害者自立支援法が障害者を自立するための法律かというたら、私は本当にそうは思えないんですね。私が聞いた家族は、知的障害を持ってましたが、脳梗塞で倒れて現在は障害者施設の方に行ってます。そこでも、支援費から自立支援法になったときには2万円の負担を強いられるようになったと言ってます。本当にこれは障害者自立支援法という名前の法律なんですかという、そういったことを私に訴えてました。

ですから、ぜひとももう時間がないので、もっと言いたいことはいっぱいあるんです。施設の方はまだぜひ話を聞いてくださいって言ってから私たちを帰しませんです。本当に施設も大変です。障害者の方も大変です。

こういった4月1日から始まった自立支援法の料金請求は今利用者に届いています。請求の金額の多さに困惑して、さらに利用料を控えたり、通所をとりやめたり、施設を退所するなど、利用抑制がふえることが考えられております。制度が改正された時点で128自治体で利用料や医療費に独自の制限策が設けられてます。発足時にこれだけの軽減策を打ち出されたのは、やはりこの自立支援法に問題が多いという、こういったことを示してます。国に抜本的な応益負担の見直しを迫っていくと同時に、やはり国が社会的弱者に負担を押しつけてきたときに、自治体はその防波堤となって、生活と権利を守る、そういった立場に立って負担の軽減策に取り組むべきだと思いますけどいかがでしょうか。最後に町長にお伺いいたします。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

全体的なことではちょっと答弁させていただきたいんですが、時間との関係もありますけれども、今議員言われたように、国の方はこういう形で自立支援法というものをつくりました。実態としては、なかなか我々も先ほど申し上げましたように、さくらの件、これ全町の担当課長で議論しましたけど、全町の担当課長がやむを得んと言ったわけではありません。一つの町はやっぱり国の政策どおりそれを推し進めるべきだというふうな町があったわけでありますが、我々としては、やはりこういう利用者の方々、障害者の皆さん方の実情を踏まえた上で、最終的には押し切ったというか、その町にもぜひ協力してほしいということで半額負担という形をしたわけでありま

す。

議員がおっしゃるとおり、我々としても、逆にこれができるために自治体の支援は大変多くなりました。片方では、国の方は財政改革の方で地方交付税をどんどん我々とすれば減らされました。その逆にこういう法律ができて、逆に自治体の負担っていうのはたくさん増えております。私も議員と同じような形、逆の立場でも言いたいというような気持ちであります。実際こういう法律ができて支援者も困っておるし、小さな町村なんか特に、しかも地方交付税についてはどんどん削減されている、大変困っているという現実でございました。ぜひ本当そういう面では、障害者の方々、また地方自治体が生きていけるような法律を新たに私たちとしてはつくってほしい、そのような気持ちになっております。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。